

## 新統計法における匿名データの作成・提供について

	旧法	新法	新法における作成・提供のイメージ
第三十五条	行政機関の長または届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる	行政機関の長または指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる	<p>○作成基準【ガイドライン等】</p> <p>これまでの匿名化の知見を踏まえ、匿名化処理についてマニュアル化。その際、各府省の負担軽減、提供時期の早期化等の観点から攪乱手法を導入</p> <p>※経過措置 法改正前に作成した匿名データ（旧匿名）については、改正後の提供基準に基づき引き続き提供。旧匿名は、当該年次について、攪乱手法を加えた新ガイドライン基準の匿名データの提供が開始されるに当たり、順次置き換え</p>
第三十五条第二項	行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。	行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。	<p>○作成手続【運用】</p> <p>匿名データの作成に当たっては、統計研究研修所において、各府省のサポートを行うとともに、作成された匿名データがガイドライン及びマニュアルに沿ったものとなっているかを事前に確認し、確認結果を統計委員会に報告</p>
第三十六条	行政機関の長又は届出独立行政法人等は、 <u>学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。</u>	行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ前条第一項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。	<p>○提供基準【省令】</p> <p>（現行） 学術研究、高等教育、国際比較統計活用事業</p> <p>（新法：想定） 上記に加え、教育利用の範囲拡大（専門学校等）、民間の商業利用について一定の公益性を有する場合（官民データ活用推進基本計画の重点8分野（電子行政、検討、医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災等、移動）を追加</p>
第三十六条第二項	—	第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長または指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けたものについて、それぞれ準用する。（以下略）	<p>○成果等の公表【統計法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>匿名データの提供を受けた者は、作成した統計又は行った統計的研究の成果を提供した行政機関等に提出</li> <li>匿名データを提供した行政機関等は、提供した者の氏名又は名称、提供した匿名データの名称、提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を公表</li> </ul>